
吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく書面)

(吸収分割)

令和4年5月 12 日

楽天グループ株式会社

令和4年5月12日

楽天グループ株式会社

代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史

楽天グループ株式会社（以下「当社」といいます。）は、令和4年4月28日付で楽天銀行（以下「楽天銀行」といいます。）との間で締結した吸収分割契約書に基づき、令和4年7月1日を効力発生日として、当社の保有する楽天ペイメント株式会社株式10,000株を楽天銀行に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。

本件吸収分割に関し、会社法第782条第1項及び同法施行規則第183条に定める事項は以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容

（会社法第782条第1項）

令和4年4月28日付で当社と楽天銀行が締結した吸収分割契約書は別紙1のとおりです。

2. 吸収分割対価の相当性に関する事項

（会社法施行規則第183条第1号）

楽天銀行は、本件吸収分割に際し当社に対して、本件吸収分割の対価の交付を行いませんが、当社が楽天銀行の発行済株式数の全部を有することから、相当であると判断しております。また、本件吸収分割により楽天銀行の資本金及び準備金の額は増加いたしません。

3. 吸収分割会社の新株予約権に関する事項

（会社法施行規則第183条第3号）

該当事項はありません。

4. 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等

(会社法施行規則第 183 条第 4 号)

楽天銀行の最終事業年度における計算書類等は、別紙 2 のとおりです。
なお、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

5. 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

(会社法施行規則第 183 条第 5 号)

当社は、令和 4 年 1 月 13 日及び 3 月 9 日に当社の子会社である楽天モバイル株式会社の増資引受を行うことをそれぞれ決定しています。これに伴い、同年 1 月 24 日付及び 3 月 22 日付に払込を完了しています。

また、当社の子会社である楽天カード株式会社は、令和 4 年 2 月 25 日開催の臨時株主総会において、同社が保有する楽天銀行の発行する全株式を分割会社へ現物配当することを決議しました。これに伴い、同年 4 月 1 日付で楽天銀行の親会社は、当社となりました。

6. 吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させたものに限る。）の履行の見込みに関する事項

(会社法施行規則第 183 条第 6 号)

(1) 吸収分割会社について

本件吸収分割効力発生日後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件吸収分割後の当社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。したがって、本件吸収分割後における当社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

(2) 吸収分割承継会社について

楽天銀行の令和 3 年 3 月末日現在の貸借対照表における資産の額は 6,684,682 百万円、負債の額は 6,519,188 百万円、純資産の額は 165,494 百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。また、本吸収分割の効力発生日までに楽天銀行の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておらず、本吸収分割後における楽天銀行の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、並びに楽天銀行の収益状況及びキャッシュフロー等にかんがみて、楽天銀行の債務については、本吸収分割の効力発生日以後も、債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

吸 収 分 割 契 約 書

楽天グループ株式会社（本店所在地：東京都世田谷区玉川一丁目14番1号、以下、「甲」という。）と、楽天銀行株式会社（本店所在地：東京都港区港南二丁目16番5号、以下、「乙」という。）とは、会社法に定める吸収分割の方法により本件資産（第1条に定義する。）を乙に承継させること（以下、「本件吸収分割」という。）に関し、次の通り吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めるところに従い、吸収分割の方法により、甲が100%保有する楽天ペイメント株式会社（本店所在地：東京都港区港南二丁目16番5号）の株式のうち10,000株（以下、「本件資産」という。）を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（分割対価の交付）

乙は、本件吸収分割に際して、甲に対して、対価を交付しない。

第3条（乙の資本金等に関する事項）

乙は、本件吸収分割に際して、資本金及び準備金を増加しないものとする。

第4条（承継する権利義務に関する事項）

- （1）本件吸収分割に際して、乙が甲から承継する資産（以下、「承継対象資産」という。）は、別紙「承継資産表」記載のとおりとする。
- （2）前項にかかわらず、承継対象資産のうち、（i）法令、条例等により本件吸収分割による承継ができないもの、又は（ii）本件吸収分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
- （3）本件吸収分割に際して、甲は乙に負債、雇用契約、契約上の地位その他の権利義務を承継しないものとする。

第5条（効力発生日）

本件吸収分割の効力発生日は、2022年7月1日とする。但し、本件吸収分割に係る手続進行上の必要性又はその他の事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

第6条（吸収分割の承認）

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定により、本契約について株主総会の承認を得ないで本件吸収分割を行う。
2. 乙は、会社法第796条第1項の規定により、本契約について株主総会の承認を得ないで本件吸収分割を行う。

第7条（本件吸収分割の条件の変更又は解除）

本契約締結から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本件吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲乙協議の上、本件吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第8条（本契約の効力）

本契約は、甲及び乙の適法な機関における本契約の承認又は法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。また、本件吸収分割は、第5条の効力発生日までに楽天ペイメント株式会社及び楽天証券株式会社との間で締結される株式譲渡契約書に基づく楽天ペイメント株式会社が保有する楽天ウォレット株式会社株式の楽天証券株式会社への移管の効力発生を条件として、その効力を生じる。

第9条（本契約書に定めのない事項）

本契約書に定める事項の他、本件吸収分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上でこれを決定する。

第10条（裁判管轄）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2022年4月28日

甲	住所 会社名	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天グループ株式会社 代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史
乙	住所 会社名	東京都港区港南二丁目16番5号 楽天銀行株式会社 代表取締役社長 永井 啓之

別紙

承継資産表

効力発生日において、乙が甲から承継する資産は、下記のとおりとする。

記

1. 資産

(1) 流動資産

甲が100%保有する楽天ペイメント株式会社株式のうち10,000株

(2) 固定資産

なし

以上

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	2,682,972	預 借 用 金	5,545,947
債券貸借取引支払保証金	76,397	外 国 為 替	663,200
買 入 金 銭 債 権	1,529,040	そ の 他 負 債	945
有 価 証 券	107,504	賞 与 引 当 金	79,828
貸 出 金	1,895,656	役 員 賞 与 引 当 金	532
外 国 為 替	7,513	退 職 給 付 に 係 る 負 債	3
そ の 他 資 産	160,020	退 職 給 付 に 係 る 負 債	806
有 形 固 定 資 産	3,278	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	27
建 物	250	ポ イ ン ト 引 当 金	237
その他の有形固定資産	3,028	支 払 承 諾	8,521
無 形 固 定 資 産	14,095	負 債 の 部 合 計	6,300,050
ソ フ ト ウ ェ ア	11,261	(純 資 産 の 部)	
の れ ん	132	資 本 金	25,954
ソフトウェア仮勘定	2,700	資 本 剰 余 金	2,468
その他の無形固定資産	0	利 益 剰 余 金	138,982
繰 延 税 金 資 産	3,300	株 主 資 本 合 計	167,405
支 払 承 諾 見 返	8,521	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△271
貸 倒 引 当 金	△1,460	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△626
		為 替 換 算 調 整 勘 定	1,508
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△42
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	568
		非 支 配 株 主 持 分	18,817
		純 資 産 の 部 合 計	186,790
資 産 の 部 合 計	6,486,841	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,486,841

連結損益計算書

自 2020年4月1日
至 2021年3月31日

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		103,386
資金運用収益	59,498	
貸出金利息	45,371	
有価証券利息配当金	88	
コールローン利息	2	
債券貸借取引受入利息	16	
預け金利息	△139	
その他の受入利息	14,158	
役務取引等収益	38,368	
その他の業務収益	4,212	
その他の経常収益	483	
償却債権取立益	7	
その他の経常収益	476	
信託報酬	823	
経常費用		75,804
資金調達費用	3,551	
預金金利	3,408	
金利スワップ支払利息	129	
その他の支払利息	13	
役務取引等費用	35,526	
その他の業務費用	7	
その他の経常費用	35,810	
貸倒引当金繰入額	649	
その他の経常費用	259	
経常利益		27,581
特別利益		90
資産除去債務取崩益	90	
特別損失		462
固定資産処分損	73	
本社移転費用	19	
その他の特別損失	369	
税金等調整前当期純利益		27,210
法人税、住民税及び事業税	9,047	
法人税等調整額	△703	
当期純利益		8,344
非支配株主に帰属する当期純損失		18,866
親会社株主に帰属する当期純利益		471
親会社株主に帰属する当期純利益		19,337

連結株主資本等変動計算書

自 2020年4月1日
至 2021年3月31日

(単位：百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	25,954	2,468	119,746	148,168	123	△555	—	△54	△486	—	147,682
当期変動額											
親会社株主に 帰属する 当期純利益	—	—	19,337	19,337	—	—	—	—	—	—	19,337
連結範囲の変動	—	—	△101	△101	—	—	80	—	80	17,859	17,838
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	—	—	—	—	△395	△70	1,428	12	974	957	1,931
当期変動額合計	—	—	19,236	19,236	△395	△70	1,508	12	1,054	18,817	39,108
当期末残高	25,954	2,468	138,982	167,405	△271	△626	1,508	△42	568	18,817	186,790

1. 連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 23社

会社名

楽天信託株式会社
楽天国際商業銀行股份有限公司
一般社団法人スーパートラストホールディングス
合同会社スーパートラスト1
合同会社スーパートラスト2
合同会社スーパートラスト3
合同会社スーパートラスト4
合同会社スーパートラスト5
合同会社スーパートラスト6
合同会社スーパートラスト7
合同会社スーパートラスト8
合同会社スーパートラスト9
合同会社スーパートラスト10
合同会社スーパートラスト11
合同会社スーパートラスト12
合同会社スーパートラスト13
合同会社スーパートラスト14
合同会社スーパートラスト15
合同会社スーパートラスト16
合同会社スーパートラスト17
合同会社スーパートラスト18
合同会社スーパートラスト19
合同会社スーパートラスト20

なお、楽天国際商業銀行股份有限公司は、設立により当連結会計年度から連結しております。

② 非連結の子会社及び子法人等 4社

会社名

楽天バンクドメインサービス株式会社
トランスバリュードメインサービス株式会社
東松島「絆」太陽光発電所（実績配当型合同運用指定金銭信託）
東松島「絆」太陽光発電所事業信託（単独運用指定金銭信託）

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 0社

② 持分法適用の関連法人等 0社

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 4社

会社名

楽天バンクドメインサービス株式会社
トランスバリュードメインサービス株式会社
東松島「絆」太陽光発電所（実績配当型合同運用指定金銭信託）
東松島「絆」太陽光発電所事業信託（単独運用指定金銭信託）

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

④ 持分法非適用の関連法人等 0社

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等の決算日と連結決算日は次のとおりであります。

12月末日 1社 3月末日 22社

② 12月末日を決算日とする連結される子会社及び子法人等については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結される子会社及び子法人等については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(4) のれんの償却に関する事項

10年間の定額法により償却を行っております。

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式会社については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定額法を採用しております。

また主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～18年

その他：2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定額法により償却しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(4) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は199百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(5) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) ポイント引当金の計上基準

ポイントサービスの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認める額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として1年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生した翌連結会計年度から損益処理

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行並びに連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場により換算しております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理及び金利スワップの特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段…為替予約、通貨スワップ、円金利スワップ
- ・ヘッジ対象…外貨建有価証券、外貨建定期預金に係る未履行の確定契約、日本国債等の円貨建有価証券

③ ヘッジ方針

行内規程に基づき、市場リスク等をヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間におけるヘッジ対象の対象リスクから生じる価格変動額と、ヘッジ手段の対象リスクから生じる価格変動額とを比較して判断しております。ただし、金利スワップの特例処理の要件に該当する場合は、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

なお、当行の一部の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(12) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(13) 連結納税制度の適用

当行及び国内の連結される子会社は、楽天グループ株式会社を連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度より適用し、重要な会計上の見積りに関する注記を開示しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した額 貸倒引当金 1,460百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」「(4) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

③ 翌連結会計年度に係る連結財務諸表に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 金融商品の時価

(1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した額

「(金融商品関係)」に記載しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「(金融商品関係)」「(注1) 金融商品の時価の算定方法」に記載しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合があります。

③ 翌連結会計年度に係る連結財務諸表に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

追加情報

当行並びに国内の連結される子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く） 1百万円
2. 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は41,816百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有している有価証券は33,425百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は14百万円、延滞債権額は1,460百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は12百万円であります。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,497百万円であります。
 なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産
 買入金銭債権等 246,756百万円
 有価証券 86,575百万円
 貸出金 761,048百万円
 担保資産に対応する債務
 借入金 663,200百万円
 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として、有価証券10,414百万円を差し入れております。
 また、その他資産には、中央清算機関差入証拠金94,186百万円、先物取引差入証拠金434百万円、金融商品等差入担保金11,129百万円及び保証金11,705百万円が含まれております。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、523,946百万円であります。このうち原契約期間が任意の時期に無条件で取消可能なものが523,946百万円あります。
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約は、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 有形固定資産の減価償却累計額 2,626百万円
10. 当行においては、資金運用の効率化及び代替流動性の確保を目的として取引銀行と当座借越契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座借越極度額の総額	10,000百万円
借入実行残高	—百万円
差引額	10,000百万円

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、償却債権取立益7百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、貸倒引当金繰入額649百万円、貸出金償却15百万円及び貸倒償却0百万円を含んでおります。
3. 「その他の特別損失」は、楽天国際商業銀行股份有限公司が台湾における労働者福利金条例第2条に基づき支払った、労働者福利金の創立時に必要となる積立額であります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,349	—	—	2,349	
合計	2,349	—	—	2,349	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループでは、預金業務、為替業務及び個人向け貸出業務を主たる業務としており、個人・法人顧客の双方に普通預金、一般定期預金、外貨普通預金を、個人顧客向けに新型定期預金及び外貨定期預金を各々提供し、また、当該金融負債を主たる原資として、個人顧客向けに保証付無担保カードローン及び住宅ローン等を提供しているほか、有価証券や買入金銭債権の購入、金銭の信託の設定、コールローン等の市場取引、顧客への金融商品販売に付随して発生するデリバティブ・為替関連取引等を実施し、銀行のもつ社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、過度な利益追求等により経営体力を超える運用を行うことを厳に慎み、とりわけ顧客から預った預金については、十分安全性に配慮した運用を実施しております。また、運用調達業務全般にわたり、資産・負債構成の最適化及び適切な水準の自己資本充実度の確保を目的とし、金利感応度、資金流動性、市場流動性等に留意したALM(資産負債総合管理)運営を行っております。

デリバティブ取引に対しては慎重な態度で臨み、投機的な収益獲得手段としては取扱わない方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として有価証券、買入金銭債権、貸出金です。

有価証券については、主として国債、地方債、社債、外国証券等であり、これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替の変動リスク及び流動性リスクに晒されております。買入金銭債権については、主として各種信託受益権であり、これらは、それぞれ発行体及び原資産の信用リスク及び金利の変動リスクなどに晒されております。貸出金については、主として個人顧客に対する保証付貸出金であり、個人顧客及び保証会社の信用リスクに晒されております。業種や地域などの特定集中リスクには、特段晒されてお

りません。金融負債については、個人・法人顧客向の普通預金、一般定期預金、外貨普通預金、個人顧客向け新型定期預金のほか、外貨定期預金といった商品を提供しております。新型定期預金については、金利の変動リスクに晒されておりますが、対応した金利スワップ取引を行うことにより、当該リスクをヘッジしております。外貨普通預金・外貨定期預金については、為替の変動リスクに晒されておりますが、対応した為替予約取引を行うことにより、当該リスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行グループでは、リスク管理を行うに際しての基本的事項を、「統合的リスク管理基本規程」として制定しております。この中で、管理すべきリスクの種類を、①信用リスク、②市場リスク、③資金流動性リスク、④市場流動性リスク、⑤決済リスク、⑥オペレーショナルリスク(事務リスク、システムリスク等)と分類・特定し、各リスクの管理の基本方針を定めております。また、自己資本の適切性確保を前提として、外部経済環境を考慮に入れつつ、経営戦略の実現及び収益の最大化を図るための、健全かつ最適な運用・調達ポートフォリオの構築を目的とした「ALM規程」を制定しております。

管理すべきリスクの種類については、随時見直しを行い、環境変化に応じて新たに発生したリスクを、管理すべきリスクとして追加することとしています。これらのリスクを総合的に管理する観点から、グループ全体のリスク管理を統括するリスク管理本部を設置し、各リスクについて網羅的、体系的な管理を行っています。また、ALMについては、ALM本部が所管し、運営に当たっております。

当行グループでは、市場リスク及び信用リスクを、自己資本充実度の評価において最も重視すべきリスクの対象とし、各リスクカテゴリーへの自己資本配賦の実施と、その配賦額内へのリスクの抑制というプロセスにより、適切な自己資本充実度を確保できる範囲内でのみリスクを許容する、リスク管理を実施しております。

(4) 市場リスクに係る定量的情報

(金利リスクの管理)

当行グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける金融資産は、主として有価証券、買入金銭債権、貸出金であります。

金融負債については、個人・法人顧客向の普通預金、個人顧客向け一般定期預金、新型定期預金のほか、外貨普通預金や外貨定期預金、デリバティブ取引のうち金利スワップ取引であります。

当行グループでは、一定の金利変動下において、これらの金融資産及び金融負債を時価評価し、その相殺後純額(以下、「現在価値」)の影響額を、金利変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

現在価値の影響額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分け、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。例えば、2021年3月31日現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、指標となる金利が全て10ベーシス・ポイント(0.1%)上昇した場合、現在価値が1,425百万円増加し、逆に10ベーシス・ポイント(0.1%)下落した場合、1,425百万円減少すると認識しております。

なお、当該影響額は、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておらず、また外貨建資産、負債については、2021年3月31日の為替レートをもとに日本円に換算して算出しております。くわえて、10ベーシス・ポイント下落時に、期間によって金利が負値になる場合については、排除しておりません。

(為替リスクの管理)

当行グループにおいて、主要なリスク変数である為替リスクの影響を受ける金融資産は、外国証券、外国為替であります。

金融負債については、預金のうち外貨建普通預金及び外貨定期預金、デリバティブ取引のうち為替予約取引及び為替スワップ取引等であります。当行グループでは、一定の為替変動下において、これらの金融資産及び金融負債に係る現在価値の影響額を、為替変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

現在価値の影響額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を通貨別に分け、当該通貨ごとの為替変動幅を用いております。例えば、2021年3月31日時点で、為替以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、各通貨に対して円が10%上昇した場合、現在価値が7百万円減少し、逆に円が10%下落した場合、7百万円増加すると認識しております。

なお、当該影響額は、為替とその他のリスク変数との相関を考慮しておらず、また、通貨別の現在価値の影響

額を、2021年3月31日の為替レートをもとに、日本円に換算して算出しております。

(5) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	2,682,972	2,682,972	—
(2)債券貸借取引支払保証金	76,397	76,397	—
(3)買入金銭債権(※1)	1,529,011	1,529,706	694
(4)有価証券			
満期保有目的の債券	6,200	6,243	43
その他有価証券	101,294	101,294	—
(5)貸出金	1,895,656	—	—
貸倒引当金(※1)	△1,386	—	—
	1,894,270	1,897,855	3,585
(6)外国為替	7,513	7,513	—
資産計	6,297,660	6,301,984	4,323
(1)預金	5,545,947	5,545,995	△47
(2)借入金	663,200	663,200	—
負債計	6,209,147	6,209,195	△47
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	6,037	6,037	—
ヘッジ会計が適用されているもの	△765	△765	—
デリバティブ取引計	5,271	5,271	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、譲渡性預け金は、取引金融機関から提示された価格によっております。

(2) 債券貸借取引支払保証金

これらは残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、優先劣後等のように質的に分割されており保有者が複数であるような信託受益権については、取引金融機関から提示された価格によっております。それ以外のものについては、「(5)貸出金」と同様の方法により時価を算定しております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒引当金を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(6) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金(外国他店預け)であります。これらは、満期のない預け金であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算出しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入

において想定される利率で割り引いて現在価値を算出しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ、金利スワップション等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
①非上場外国証券	0
②非連結子会社株式	1
③その他証券	8
合 計	10

(※1) 非上場外国証券及び非連結子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) その他証券のうち、裏付資産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権の一部が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券 (2021年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	6,200	6,243	43
	小計	6,200	6,243	43
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		6,200	6,243	43

3. その他有価証券 (2021年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	8,870	8,843	27
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	8,870	8,843	27
	その他	27,727	27,706	20
	小計	36,597	36,550	47
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	91,226	91,551	△325
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	91,226	91,551	△325
	その他	107,827	107,956	△128
小計	199,054	199,507	△453	
合計	235,651	236,057	△406	

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	51,472	296	—
その他	—	—	—
合計	51,472	296	—

6. 減損処理を行った有価証券
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 71,493円91銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 8,230円48銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	2,681,359	預金	5,765,538
預け金	2,681,359	普通預金	5,223,110
債券貸借取引支払保証金	42,971	定期預金	445,208
買入金銭債権	1,490,069	その他の預金	97,220
有価証券	384,610	借入金	663,200
短期社債	259,730	借入金	663,200
社債	100,096	外国為替	945
株式	491	未払外国為替	945
その他の証券	24,292	その他の負債	79,518
貸出金	1,895,615	未決済為替借	12,115
証書貸付	1,560,865	未払法人税等	570
当座貸越	334,750	未払費用	6,378
外国為替	7,513	前受収益	705
外国他店預け	7,513	先物取引受入証拠金	13,088
その他の資産	160,846	金融派生商品	3,312
未決済為替貸	21,116	金融商品等受入担保金	381
前払費用	1,835	その他の負債	42,966
未収収益	5,766	賞与引当金	457
先物取引差入証拠金	434	退職給付引当金	741
金融派生商品	8,584	睡眠預金払戻損失引当金	27
金融商品等差入担保金	11,129	ポイント引当金	237
その他の資産	111,978	支払承諾	8,521
有形固定資産	1,596	負債の部合計	6,519,188
建物	206	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	1,390	資本金	25,954
無形固定資産	10,091	資本剰余金	2,468
ソフトウェア	7,390	資本準備金	2,468
ソフトウェア仮勘定	2,700	利益剰余金	137,970
その他の無形固定資産	0	その他利益剰余金	137,970
繰延税金資産	2,946	繰越利益剰余金	137,970
支払承諾見返	8,521	株主資本合計	166,392
貸倒引当金	△1,459	その他有価証券評価差額金	△271
資産の部合計	6,684,682	繰延ヘッジ損益	△626
		評価・換算差額等合計	△898
		純資産の部合計	165,494
		負債及び純資産の部合計	6,684,682

損 益 計 算 書

自 2020年4月1日
至 2021年3月31日

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		102,442
資金運用収益	59,377	
貸出金利息	45,371	
有価証券利息配当金	602	
コールローン利息	2	
債券貸借取引受入利息	1	
預け金利息	△218	
その他の受入利息	13,616	
役員取引等収益	38,350	
受入為替手数料	8,707	
その他の役員収益	29,642	
その他の業務収益	4,222	
外国為替売買益	3,601	
国債等債券売却益	296	
金融派生商品収益	318	
その他の業務収益	7	
その他経常収益	492	
償却債権取立益	7	
その他の経常収益	484	
経常費用		74,571
資金調達費用	3,552	
預金利息	3,409	
金利スワップ支払利息	129	
その他の支払利息	13	
役員取引等費用	35,519	
支払為替手数料	5,440	
その他の役員費用	30,078	
その他の業務費用	—	
営業経費用	34,591	
その他経常費用	908	
貸倒引当金繰入額	649	
貸出金償却	14	
その他の経常費用	244	
経常利益		27,870
特別利益		90
資産除去債務取崩益	90	
特別損失		81
固定資産処分損	65	
本社移転費用	16	
税引前当期純利益		27,880
法人税、住民税及び事業税	8,852	
法人税等調整額	△438	
法人税等合計		8,413
当期純利益		19,466

株主資本等変動計算書

自 2020年4月1日
至 2021年3月31日

(単位：百万円)

	株主資本					評価・換算差額等				純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価 証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価 ・換算 差額等 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利 益 剰余金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	25,954	2,468	2,468	118,503	118,503	146,925	123	△555	△432	146,493
当期変動額										
当期純利益	—	—	—	19,466	19,466	19,466	—	—	—	19,466
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	△395	△70	△466	△466
当期変動額合計	—	—	—	19,466	19,466	19,466	△395	△70	△466	19,000
当期末残高	25,954	2,468	2,468	137,970	137,970	166,392	△271	△626	△898	165,494

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～18年

その他：2年～20年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は199百万円であります。

(2)賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3)退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として1年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4)睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5)ポイント引当金

ポイントサービスの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認める額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理及び金利スワップの特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段…為替予約、通貨スワップ、円金利スワップ

・ヘッジ対象…外貨建有価証券、外貨建定期預金に係る未履行の確定契約、日本国債等の円貨建有価証券

③ ヘッジ方針

行内規程に基づき、市場リスク等をヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間におけるヘッジ対象の対象リスクから生じる価格変動額と、ヘッジ

手段の対象リスクから生じる価格変動額とを比較して判断しております。ただし、金利スワップの特例処理の要件に該当する場合は、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

なお、当行の一部の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによるものであります。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

8. 連結納税制度の適用

当行は、楽天グループ株式会社を連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度より適用し、重要な会計上の見積りに関する注記を開示しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額 貸倒引当金 1,459百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「5. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

③翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 金融商品の時価

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

連結計算書類 注記事項（重要な会計上の見積り）に記載した金額をご参照ください。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類 注記事項（重要な会計上の見積り）に記載した内容をご参照ください。

追加情報

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資総額 18,371百万円

2. 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は41,816百万円であります。

3. 貸出金のうち、破綻先債権額は14百万円、延滞債権額は1,460百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は12百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,497百万円であります。なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|------------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 333,332百万円 |
| 貸出金 | 761,048百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 借入金 | 663,200百万円 |
- 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として、有価証券10,414百万円を差し入れております。
- また、先物取引差入証拠金434百万円、金融商品等差入担保金11,129百万円、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金94,186百万円及び保証金11,668百万円が含まれております。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、523,946百万円であります。このうち原契約期間が任意の時期に無条件で取消可能なものが523,946百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約は、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 有形固定資産の減価償却累計額 2,504百万円
10. 当行においては、資金運用の効率化及び代替流動性の確保を目的として取引銀行と当座借越契約を締結しております。当事業年度末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座借越極度額の総額	10,000百万円
借入実行残高	一百万円
差引額	10,000百万円

11. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額はありません。
12. 親会社株式の金額 一百万円
13. 関係会社に対する金銭債権総額 1,571,608百万円
14. 関係会社に対する金銭債務総額 591,028百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益
- | | |
|----------------------|-----------|
| 資金運用取引に係る収益総額 | 12,221百万円 |
| 役員取引等に係る収益総額 | 1,564百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 18百万円 |
| その他の取引に係る収益総額 | 一百万円 |
- 関係会社との取引による費用
- | | |
|----------------------|-----------|
| 資金調達取引に係る費用総額 | 1百万円 |
| 役員取引等に係る費用総額 | 17,796百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 14,199百万円 |
| その他の取引に係る費用総額 | 一百万円 |

2. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	当期末 残高
親会社の 親会社	楽天グループ 株式会社	被所有 間接 100.0%	役員兼任 従業員出向	連結納税	※1 1,789	未払金	1,789

(注) (※1) 一般の取引と同様の条件で行っております。

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	当期末 残高
親会社	楽天カード 株式会社	被所有 直接 100.0%	債務保証、 業務委託、 集金代行他	受益権の引受け	※2 222,178	買入金銭債権 未払金	※1 1,310,411
				個人ローン債権に対する 被保証残高	301,930	—	※1 40,000
				保証料の支払	※3 17,754	—	—
				代位弁済受入額	14,889	—	—
				受益権の受取利息	※1 11,707	未収利息	※1 1,133

(注) (※1) 取引条件は、一般の市場情勢を勘案し楽天カード株式会社と協議の上、決定しております。

(※2) 受益権の引受けの取引金額は純額を表示しております。

(※3) 保証料は、一般に採用される保証料率を勘案し楽天カード株式会社と協議の上、決定しております。

(2) 子会社・子法人等及び関連法人等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	当期末 残高
子会社	合同会社スーパー トラスト1	直接 100.0%	出資 役員兼任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △26 38,972	短期社債 買入金銭債権	12,991 —
	合同会社スーパー トラスト2	直接 100.0%	出資 役員兼任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △27 51,969	短期社債 買入金銭債権	12,988 —
	合同会社スーパー トラスト3	直接 100.0%	出資 役員兼任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △27 51,968	短期社債 買入金銭債権	12,985 —
	合同会社スーパー トラスト4	直接 100.0%	出資 役員兼任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △27 25,986	短期社債 買入金銭債権	12,982 —
	合同会社スーパー トラスト5	直接 100.0%	出資 役員兼任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △27 38,990	短期社債 買入金銭債権	12,979 —
	合同会社スーパー トラスト6	直接 100.0%	出資 役員兼任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △53 77,965	短期社債 買入金銭債権	12,977 —
	合同会社スーパー トラスト7	直接 100.0%	出資 役員兼任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △50 51,972	短期社債 買入金銭債権	12,974 —
	合同会社スーパー トラスト8	直接 100.0%	出資 役員兼任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △25 38,973	短期社債 買入金銭債権	12,999 —
	合同会社スーパー トラスト9	直接 100.0%	出資 役員兼任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △26 51,972	短期社債 買入金銭債権	12,996 —
	合同会社スーパー トラスト10	直接 100.0%	出資 役員兼任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △26 51,973	短期社債 買入金銭債権	12,994 —
	合同会社スーパー トラスト11	直接 100.0%	出資 役員兼任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △26 38,971	短期社債 買入金銭債権	12,990 —
	合同会社スーパー トラスト12	直接 100.0%	出資 役員兼任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △27 25,974	短期社債 買入金銭債権	12,987 —
	合同会社スーパー トラスト13	直接 100.0%	出資 役員兼任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △27 38,968	短期社債 買入金銭債権	12,984 —
	合同会社スーパー トラスト14	直接 100.0%	出資 役員兼任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △27 38,976	短期社債 買入金銭債権	12,981 —
	合同会社スーパー トラスト15	直接 100.0%	出資 役員兼任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △27 38,978	短期社債 買入金銭債権	12,979 —
	合同会社スーパー トラスト16	直接 100.0%	出資 役員兼任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △53 51,963	短期社債 買入金銭債権	12,976 —
	合同会社スーパー トラスト17	直接 100.0%	出資 役員兼任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △50 51,966	短期社債 買入金銭債権	12,973 —
	合同会社スーパー トラスト18	直接 100.0%	出資 役員兼任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △25 38,978	短期社債 買入金銭債権	12,998 —
	合同会社スーパー トラスト19	直接 100.0%	出資 役員兼任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △25 38,973	短期社債 買入金銭債権	12,995 —
	合同会社スーパー トラスト20	直接 100.0%	出資 役員兼任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △25 38,974	短期社債 買入金銭債権	12,993 —

(注) (※1) CPの引受けの取引金額は純額を表示しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権の一部が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券（2021年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	6,200	6,243	43
	小計	6,200	6,243	43
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		6,200	6,243	43

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2021年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	18,371
関連法人等株式	—
合計	18,371

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券 (2021年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	株式	—	—	—
	債券	8,870	8,843	27
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	8,870	8,843	27
	その他	27,727	27,706	20
	小計	36,597	36,550	47
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	株式	—	—	—
	債券	350,956	351,281	△325
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	259,730	259,730	—
	社債	91,226	91,551	△325
	その他	106,833	106,961	△128
	小計	457,789	458,243	△453
	合計	494,387	494,793	△406

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
株式	—
その他	8
合計	8

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	51,472	296	—
その他	—	—	—
	合計	51,472	296

7. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	— 百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	446
税務上の減価償却超過額	358
有価証券等償却	189
その他有価証券評価差額金	120
繰延ヘッジ損益	276
その他	1,554
繰延税金資産小計	2,946
評価性引当額	—
繰延税金資産合計	2,946
繰延税金負債	—
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産との相殺	—
繰延税金資産の純額	2,946

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	70,438円53銭
1株当たりの当期純利益金額	8,285円47銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

楽天銀行株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩崎 裕男 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 黒木 賢治 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、楽天銀行株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天銀行株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証

拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

楽 天 銀 行 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 岩崎 裕 男 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 黒木 賢 治 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、楽天銀行株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役はそれに従って監査を実施すると共に、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項並びに当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

楽天銀行株式会社 監査役会

常勤監査役 齋藤 哲哉

監査役 茅野 倫生

監査役 梶本 繁昌

(注) 監査役齋藤哲哉、茅野倫生、及び梶本繁昌は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

1 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

イ 企業集団の主要な事業内容

当行グループ（当行及び当行の関係会社）は、当行及び連結子会社である楽天信託株式会社（以下、「楽天信託社」といいます）、楽天国際商業銀行股份有限公司の3社で構成されております。当行は、銀行法第4条第1項に定める銀行業免許に基づき、一定の付帯条件の下、銀行業務（銀行法第10条の規定により営む業務をいいます。）を営んでおります。当行は、インターネットを経由して何時でも何処でも安価にアクセスできる決済サービスとそれに付随する金融サービスを主として提供するインターネット銀行として、2001年7月に開業しました。また、当行は、銀行法第11条及び金融商品取引法第33条の2に基づく登録を受け、有価証券関連業務及び登録金融機関業務（金融商品取引法第33条の2の登録に係る業務をいいます。）を、資金決済法に基づく前払式支払手段第三者型発行者の登録をし、前払式支払手段の発行及び管理を行っております。加えて、2018年8月には信託業法第67条第1項の規定に基づき、楽天信託社を所属信託会社として、信託契約代理店登録、2019年2月には、銀行法第52条の61の2の規定に基づく電子決済等代行業者登録を行いました。

当行グループでは、インターネットを通じた決済・貸出・預金といった銀行が提供するサービスに軸を置きつつ、関連する各種業務を展開してまいりました。これらの業務は、(1)決済サービス業務、(2)金融サービス販売業務、(3)運用調達業務及び(4)その他の業務の4つの業務に分類できます。当行は、それぞれを密接に結びつけつつ、収益を生み出す事業を展開しており、このうち決済サービス業務、金融サービス販売業務の一部及び運用調達業務は銀行業務に区分され、金融サービス販売業務の一部は登録金融機関業務に区分されます。

当行グループの各業務の内容は次のとおりです。

(1) 決済サービス業務

当行グループは、先進的な情報通信技術を利用したシステムによる資金移動取引（決済）のサービスの一つとして、独自のオープン系銀行システムを核とする24時間365日稼働可能な決済プラットフォームを用いて、PC又は携帯・スマートフォン端末等によるインターネットを経由した送金及び振込にかかる為替業務（ウェブ決済）を顧客に提供しております（代金取立業務は行っておりません）。具体的には、当行口座保有者によるショッピングの際、購入者と商品・サービス提供者との間の代金決済を瞬時にを行う口座振替機能、ウェブ上でのデータ交換を通じ大量の取引依頼を可能とする法人向け一括送金機能、大量の振込入金照合業務を簡便化する仮想入金口座サービス等、インターネット銀行ならではの、利便性の高い様々な決済サービスを提供しております。また、当行口座から携帯電話料金や一部の公共料金・税金等の支払を可能とするマルチペイメントネットワークに接続するサービス、当行口座にて年金や国家公務員の給与等の国庫金の受取及び国民年金保険料や厚生年金保険料等の社会保険料及び源泉所得税、法人税、関税等の国税といった歳入金の納付等、当行の決済・送金サービスの利便性をさらに高めるサービスを提供しております。

インターネット上でのセキュリティにも十分配慮しており、最大SSL256bitの暗号化技術はもとより、登録したIPアドレス以外からの取引を制限する「IP制限サービス」、インターネットバンキングの被害の補償、通常銀行が一方的に付与する口座番号等のログインIDを顧客が自ら設定することができるログイン方法の導入、初めてのご利用環境から振込等のサービスを利用する場合にお手続きごとになるパスワード（ワンタイムキー）を事前に登録したメールアドレスで受け取って認証を行うワンタイム認証、スマートフォンへ登録済の指紋によるログイン認証等により、顧客が安心して利用できる環境を提供しております。

なお、当該業務における収益は、連結計算書類及び計算書類における役務取引等収益及びその他業務収益に計上されます。

(2) 金融サービス販売業務

当行グループは、楽天カード株式会社（以下、「楽天カード」といいます。）等との提携によるクレジット機能付キャッシュカードの発行、証券口座の開設の紹介等により、手数料収益の拡大を図っております。

また楽天証券株式会社（以下、「楽天証券」といいます。）と金融商品仲介業にかかる業務提携を行い、当行ウェブサイト上で楽天証券の証券取引口座開設や同社が取り扱う金融商品の仲介を実施しております。

さらに、当行は楽天証券のシステムを利用した店頭外国為替証拠金取引「楽天銀行FX」を提供しております。なお、当該業務における収益は、連結計算書類及び計算書類における役務取引等収益及びその他業務収益に計上されます。

(3) 運用調達業務

当行グループは、個人・法人顧客の双方に普通預金、定期預金、外貨普通預金、外貨定期預金を、それぞれ提供しております。普通預金については、決済のための資金という位置付けのもと、一定量の預け入れを促す戦略を取っております。また、定期預金については、お客さまの資金運用に関する多様なニーズにお応えするため、新型定期預金（仕組預金）や外貨定期預金といった特色のある商品を提供しております。

当行の資産運用については、インターネット上での定期預金の解約及び他の金融機関への送金又は振込が、時間と場所を選ばずに迅速かつ容易に行える当行の預金の特性を踏まえ、流動性に十分配慮した運用を行っております。また、市場の変動に影響を受けにくい安定した運用を行うために、楽天カードのクレジット債権を裏付資産とした信託受益権、カードローン、住宅ローン、教育ローン、不動産担保ロー

ン等の個人向け与信の比率を高めております。

当行グループでは、運用調達業務全般にわたり、ALM（資産負債総合管理）の観点から、金利感応度、資金流動性、市場流動性等のリスクマネジメントに十分留意した運営を行っております。個別の投資に際しても、リスクに見合った収益が期待できるか、各種リスク分散を適切に図ることができるか等を入念に検討し、運用資産ポートフォリオの構築を行っております。また、機動的なALM運営を企図して、上記の楽天カードのクレジット債権の信託受益権を裏付資産とする短期社債の購入、及び住宅ローンを裏付資産とした信託受益権を組成し、それぞれ日本銀行の差入担保としての適格を取得しております。

なお、当該業務における収益は、連結計算書類及び計算書類における資金運用収益、役務取引等収益、その他業務収益及びその他経常収益に計上されます。

(4) その他の業務

広告業

広告に係る収益は、銀行法第10条第2項に規定する「その他の銀行業に付随する業務」に該当し、預金、貸付又は為替に付随する業務とされております。当行では、当行ホームページ及びメールマガジン等への広告掲載による広告業を行っております。

なお、当該業務における収益は、連結計算書類及び計算書類における役務取引等収益に計上されます。

信託業

当行の完全子会社である楽天信託社は、銀行法第16条の2第1項第6号に規定される信託専門会社に該当します。楽天信託社は証券化・流動化に関する信託業務を営んでおります。

なお、当該業務における収益は、連結計算書類における信託報酬及び役務取引等収益に計上されます。

前払式支払手段の発行及び管理業務

前払式支払手段の発行及び管理業務は、銀行法第10条第2項に規定する「その他の銀行に付随する業務」に該当し、為替に付随する業務とされております。当該業務を実施するに当たり、資金決済法第7条に規定する第三者型前払式支払手段の発行にかかる登録を行い、プリペイドカードの発行及び管理業務を行っております。

なお、当該業務における収益は、連結計算書類及び計算書類における役務取引等収益に計上されます。

信託契約代理業

信託契約代理業務は、銀行法第12条に規定する「他の法律により営む業務」に該当し、当該業務を実施するに当たり、信託業法第67条第1項の規定に基づく信託契約代理店登録を行っております。

なお、当該業務における収益は、連結計算書類及び計算書類における役務取引等収益に計上されます。

電子決済等代行業

電子決済等代行業は、銀行法第10条第2項に規定する「その他の銀行業に付随する業務」に該当し、預金及び為替に付随する業務とされております。当該業務を実施するに当たり、銀行法第52条の61の2の規定に基づく電子決済等代行業者登録を行っております。

なお、当該業務における収益は、連結計算書類及び計算書類における役務取引等収益に計上されます。

当行グループのITシステムが、上記の各業務を支えております。銀行の採用するシステムは、大別してオープン系銀行システムとメインフレーム系銀行システムとがあります。メインフレーム系銀行システムとは、一つのメインコンピュータが情報の管理・処理を統括して行うシステムであり、多くの国内銀行において採用されているシステムです。これに対し、当行の採用するオープン系銀行システムは、最新のテクノロジーを適用したコンピュータがそれぞれ情報の管理・処理を行うシステムであり、セキュリティ対策及びIT技術の段階的進歩に常に追いつくためのシステムの保守・管理の負担が比較的重い等のデメリットがあると考えられるものの、先端技術や新たな顧客ニーズ及び処理する情報量の増加に対して比較的低廉なコストで迅速に対応できるというメリットがあります。当行のオープン系銀行システムは、インターネットを介して基幹系システムを顧客に開放することにより、PC又は携帯・スマートフォン端末からの直接接続が可能であるなど、高い拡張性を有しております。また、当行は、提供する商品の仕様及び業務プロセスを上記のシステムに適合させており、24時間365日稼働可能なシステムの構築を可能とするとともに業務の効率性を高めております。また、当行のオープン系銀行システムは、構築及び運用において特定のシステムベンダーに依存する必要がないため、システムの構築及び運用の点においてもコスト競争力を有することができるものと考えております。

ロ 金融経済環境

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるものの、一部で持ち直しの動きが見られました。日本経済においても、新型コロナウイルス感染症の影響により雇用情勢の悪化が見られ、個人消費が減少し、企業の設備投資も停滞しましたが、政府による各種政策等の効果により、世界経済と同様に回復の兆しが見られました。

ハ 企業集団を巡るその事業年度における事業の経過及び成果

こうした金融経済環境下で当行は、高性能かつ安定的な決済インフラの運営、システム効率化、内部管理体制の整備を推進し、新サービスの導入、資産運用の強化等を通じて、今まで以上に収益性と成長性を重視した経営に取り組んでまいりました。

その結果、営業基盤につきましては、当行が最も重視する経営指標の一つである顧客口座数が順調に推移し2021年1月にはインターネット銀行で初の1,000万口座を突破しました。2021年3月末には約1,052万

口座となり、引き続きインターネット銀行では最多の口座数となっております。また、単体預金残高につきましては、2020年12月末に5兆円を突破しました。

メディアでの評価につきましては、2020年8月に、米金融専門誌グローバル・ファイナンス誌が主催する「Global Finance World's Best Consumer Digital Bank Awards」において、その国の最も優れた銀行に贈られるメインカテゴリーの「Country Winner」を6年連続で受賞しました。2021年1月には英金融専門誌のEuromoneyのアジア版であるAsiamoney誌が主催する「2020 Asiamoney Best Banks Awards for Japan」において、最も優れたインターネット銀行に贈られる「Best Digital Bank」を3年連続で受賞しました。

外部機関での評価につきましては、2020年4月に全面リニューアルを実施したスマートフォン向け「楽天銀行アプリ」が、公益財団法人日本デザイン振興会の主催する「2020年度グッドデザイン賞」を受賞しました。また、一橋大学大学院が主催し、独自性のある優れた戦略を実践している企業や事業を表彰する「ポーター賞」をインターネット銀行で初めて受賞しました。

その他、2020年7月に本店を東京都港区に移転しました。

また、2019年7月には台湾における銀行業の認可を取得し、開業に向けた準備を進めておりましたが、2020年12月に営業免許を取得し、営業を開始しました。

当連結会計年度におけるトピックスは、以下のとおりです。

① 決済サービス業務

決済サービス業務においては、顧客の多様な決済サービスのニーズを背景として、サービスの拡充及び当行の決済サービスが利用できる提携先の拡大に努めました。また、当行は経済産業省が2020年6月まで実施したキャッシュレス・消費者還元事業において、A型のキャッシュレス事業者として「楽天銀行デビットカード」（個人・法人）、「楽天銀行プリペイドカード」（個人）を、B型のキャッシュレス事業者として「楽天銀行マルチペイメントサービス」を登録し、消費者還元事業に参画しました。決済サービス業務におけるトピックスにつきましては、以下のとおりです。

第一に、口座振替サービスにおいて、国民年金基金掛金、関西電力電気料金、大阪府公金等、対応先を大幅に拡大しました。

第二に、個人口座をお持ちのお客さまが、楽天銀行アプリで払込票のバーコードを読み込み、当行口座からリアルタイムに引き落としすることで、商品・サービスの代金や公金の支払いが完了する「楽天銀行コンビニ支払サービス（アプリで払込票支払）」において、ガス・水道・電気等の公共料金や税金等の対応先を大幅に拡大しました。

第三に、参照系オープンAPIの接続を、マネーフォワード、Zaim等の電子決済等代行業者で行いました。

第四に、2020年5月に「楽天銀行デビットカード」にMastercard®ブランドを新たに追加しました。

第五に、楽天ペイメント株式会社（以下、「楽天ペイメント」といいます。）のスマートフォンアプリ決済サービス「楽天ペイ（アプリ決済）」において、楽天銀行口座からの即時払いサービスを開始しました。

② 金融サービス販売業務

金融サービス販売業務においては、楽天証券との協業として取り組んでいる金融商品仲介業務や口座連携サービス「マネーブリッジ」に加え、楽天証券のシステムを利用した店頭外国為替証拠金取引「新・楽天銀行FX」サービスを提供しております。金融サービス販売業務におけるトピックスにつきましては、以下のとおりです。

第一に、2020年8月末には「マネーブリッジ」利用者の預金残高が2兆円を突破しました。

第二に、2021年1月に、「マネーブリッジ」を設定する口座数が200万口座を突破しました。

③ 運用調達業務

運用調達業務におけるトピックスにつきましては、以下のとおりです。

第一に、2020年4月より「楽天銀行スーパーローン」において、保証会社の保証を付さないプロパー化を図りました。

第二に、2020年6月より「楽天銀行不動産担保ローン」において、不動産担保一部債権を保証会社による保証を付さない「プロパー不動産担保ローン」を導入しました。

第三に、2020年8月より、顧客の希望に応じて提供してきた「Skype」によるオンライン住宅ローン相談会を、Web会議システム「Zoom」でもご利用いただけるようサービスを拡充しました。

第四に、2020年12月よりインターネット銀行で初となるリバースモーゲージの提供を開始しました。

(事業の成果)

以上の施策の結果、当該連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。

当該連結会計年度末における預金残高合計は、5兆5,459億47百万円となりました。普通預金残高は、口座数の順調な伸長や楽天証券との口座連携（マネーブリッジ）を利用する顧客数の増加により、5兆8億67百万円、定期預金残高は4,478億60百万円、外貨預金残高は774億17百万円となりました。また借入金は、日本銀行の貸出支援基金制度および新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペの活用により、6,632億円となりました。この結果、負債の部の合計額は6兆3,000億50百万円となりました。

資産の状況については、有価証券が公社公団債の売却等により1,075億4百万円、買入金銭債権が楽天カードのクレジット債権等を裏付けとする信託受益権の購入等により1兆5,290億40百万円となりました。貸出金は、個人向け無担保融資が減少したものの、住宅ローン、提携ローン及び投資用マンションローン等の堅調な増加により1兆8,956億56百万円、現金預け金は2兆6,829億72百万円となりました。この結果、資産の部の合計額は、6兆4,868億41百万円となりました。

また、純資産の状況については、利益剰余金が当期純利益の計上に伴い、1,389億82百万円となったことにより、純資産の部の合計額は、1,867億90百万円となりました。

経常収益については、資金運用収益が、住宅ローン、提携ローン及び投資用マンションローン等の貸出金残高の増加に加え、楽天カードのクレジット債権等を裏付けとする信託受益権の残高が増加したものの、個人向け無担保融資残高が減少したことにより、減収となりました。役務取引等収益は、新規口座数の増加に伴う受取為替手数料や口座振替手数料の増加に加え、デビットカード等のカード関連手数料の増加により、増収となりました。その他業務収益は、外国為替証拠金取引や海外送金に係る収益が伸長したものの、外貨預金に係る収益が減少し、減収となりました。こうした結果、経常収益は1,033億86百万円となりました。

一方、経常費用については、資金調達費用が、預金残高の伸長に伴い増加しました。役務取引等費用は決済件数の増加に伴う支払為替手数料及びATM支払手数料の増加により、増加しました。また、デビットカードの利用増加及び楽天市場のスーパーポイントアッププログラムへの参画に伴うポイント費用等の増加により物件費が増加し、経費削減に努めたものの、営業経費は増加しました。これらを受けて、経常費用は758億4百万円となりました。

上記の経常収益及び経常費用の結果、経常利益は275億81百万円となりました。

特別損失は、台湾における子会社の設立に伴う損失計上などにより、4億62百万円となりました。

この結果、税金等調整前当期純利益は272億10百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は193億37百万円となりました。

連結自己資本比率（国内基準）については、自己資本額は1,726億24百万円となり、リスク・アセット等の額の合計額が1兆4,794億89百万円となったことから、11.66%となりました。

なお、2020年5月の台湾における子会社（楽天国際商業銀行股份有限公司）の法人格取得に伴い、今年度より同社を連結対象としています。

ニ 対処すべき課題

(1) 中核的戦略（稼働顧客口座数の増加）

当行の収益力を向上させ、同時に成長力を維持するためには、稼働口座数の増加が極めて重要となります。当行は、迅速かつ簡便な顧客口座開設フローの確立、提携戦略及びブランディング戦略による効果的なマーケティング方法の採用等により稼働顧客口座数の増加を図ります。また顧客ニーズにあわせたサービスの提供、クロスセルによる口座稼働率の向上を図ることにより、決済件数や流動性預金残高を増加させ、その結果として、それらに伴う手数料や運用収益を増加させることで、当行の収益性の向上を図ります。更に、規模の拡大に伴う経費率低減効果による決済サービス及び金融サービスの競争力の一層の向上を通じ、稼働顧客口座数の更なる増加を実現するというバリュー・チェーンを、確立・強化してまいります。

(2) 全業務に係る課題

① システムのセキュリティ、キャパシティ及びスケーラビリティの確保

インターネット銀行である当行にとって、システムの対応能力（キャパシティ）や拡張性（スケーラビリティ）を確保し、急激に増加する顧客口座数や決済件数を安定的に処理していくことや、いわゆるサイバー犯罪等に対して顧客の資産を安全に保護すること（セキュリティ）は、極めて重要な課題であり、そのための先端技術の取り込み等については、不断の努力が必要となっております。当行は引き続き、こうしたシステム分野に十分な資源配分を行い、当行システムのセキュリティの向上、キャパシティ及びスケーラビリティの確保・拡充に、全力を挙げて取り組んでまいります。

② 組織体制及び内部統制の充実

経営環境の変化に迅速かつ的確に対応する業務運営体制、並びに経営執行の公正性及び透明性を確保する経営監視機能の強化を行い、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ってまいります。また、当行は取締役会において、情報管理、リスク管理、財務報告、適時開示、内部監査、業績管理、コンプライアンス、監査役監査の充実等に関する内部統制システムを構築することを決議し、体制充実に努めております。今後も、内部統制システムの整備のため、法務・コンプライアンス部門、リスク管理部門、内部監査室等の体制の強化等を通じ、拡大する業容への対応を図るとともに、法令等遵守及びリスク管理については経営上の最優先課題として取り組み、役職員一人ひとりが銀行としての公共的使命を自覚し行動する企業風土を醸成してまいります。

③ 事業会社の完全子会社としてのガバナンスについて

2010年10月に株式交換によって楽天グループ株式会社（以下、「楽天グループ(株)」といいます。）の完全子会社となったことを踏まえ、取締役会については、取締役の半数は原則として楽天グループ以外から登用することとし、銀行としての適切な経営管理態勢の確保を図っております。また、楽天グループ以外から登用された取締役及び監査役から構成される「特別監視委員会」を設置し、楽天からのグループ事業戦略上の要請に基づく経営方針の決定や当行グループと楽天グループの相互に関連する人事案件及び楽天グループとの取引及び行為の実行について、アームズ・レングス・ルール、利益相反取

引等について、銀行の業務の健全かつ適切な運営確保の観点から妥当性を検証することとし、同委員会に事前に諮問または事後に報告をしなければならないこととしております。なお、2019年4月の楽天グループ内再編に伴い、楽天を完全親会社とする楽天カードが当行の完全親会社となっておりますが、上述のガバナンス態勢を維持することとしております。

④業務継続体制の確立

当行は、港区にある免震構造及び自家発電装置を備えたビルに本店を設置し、福岡第一出張所及び福岡第二出張所を本店のバックアップオフィスとして位置づけ、危機発生時における業務継続が可能な体制を構築しております。また、危機発生時において優先的に継続すべき業務を第一順位から第三順位まで定義し、このうち第一順位と定義した業務にかかるシステムにつきましては、プライマリーセンターのバックアップセンターを設置しております。

⑤新型コロナウイルス感染症への対応

当行は、新型コロナウイルス感染症の発生を受け、感染の拡大防止に向けた取組みの一環として、従業員の在宅勤務や時差出勤などを実施するとともに、預金取扱金融機関としての社会的役割と公共的役割を自覚し、銀行業務の継続とお客さまの利便性維持に取り組んでおります。

(2)企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
連結経常収益	797	877	955	1,033
連結経常利益	236	273	272	275
連結当期純利益	164	190	189	188
連結包括利益	167	191	181	212
連結純資産額	1,103	1,295	1,476	1,867
連結総資産	23,535	29,972	38,517	64,868

ロ 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預金	21,277	28,082	35,756	57,655
定期性預金	6,118	7,055	4,909	4,452
その他の	15,159	21,027	30,847	53,203
貸出金	8,018	9,521	11,154	18,956
個人向け	8,010	9,483	11,067	12,455
中小企業向け	2	22	60	77
その他の	5	16	27	6,424
商品有価証券	—	—	—	—
有価証券	3,286	3,736	4,111	3,846
国債	—	—	—	—
その他の	3,286	3,736	4,111	3,846
社債	40	—	—	—
長期信用銀行債等	—	—	—	—
社債	40	—	—	—
総資産	24,703	31,931	40,211	66,846
内国為替取扱高	379,159	421,498	516,141	641,273
外国為替取扱高	2,475	2,399	3,270	4,605
経常利益	23,425百万円	26,913百万円	26,755百万円	27,870百万円
当期純利益	16,283百万円	18,764百万円	18,613百万円	19,466百万円
1株当たり当期純利益	6,930円51銭	7,986円49銭	7,922円28銭	8,285円47銭

(3)企業集団の使用人の状況

	当年度末			前年度末		
	銀行業 (国内)	銀行業 (海外)	その他の事業	銀行業 (国内)	銀行業 (海外)	その他の事業

使用人数	779人	131人	17人	717人	-	16人
------	------	------	-----	------	---	-----

(注) 使用人数は正社員、嘱託、契約社員および出向者の人数を記載しており、当行から他社への出向者は除いておりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

当行の主要な営業所及び営業所数

国内：本店 他2店 (前年度末 本店 他2店)

海外：楽天国際商業銀行 (台湾)

ロ その他の事業

国内：楽天信託株式会社 本社

海外：該当事項はありません。

ハ 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2-6-21 楽天クリムゾンハウス青山	金融商品取引業
楽天生命株式会社	東京都新宿区新宿6-27-30 新宿イーストサイドスクエア16階	生命保険業
楽天損害保険株式会社	東京都新宿区新宿6-27-30 新宿イーストサイドスクエア16階	損害保険業
楽天カード株式会社	東京都港区南青山2-6-21 楽天クリムゾンハウス青山	クレジットカード事業
株式会社大垣共立銀行	岐阜県大垣市郭町3丁目98番地	銀行業

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	設備投資の総額
銀行業	5,434
その他の事業	—
合計	5,434

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内 容	金 額
銀行業	Corebanking Systems (SOW1,SOW2,SOW5,SOW7,SOW8) (台湾)	3,820
	勘定系システム更改	773

(注) 当行は、顧客口座数の増加や新規サービスの提供に伴う当行口座での取引量の増加への対応及びセキュリティ対策において、必要に応じて設備投資を行っていく方針であります。なお、設備の新設・改修のうち、計画中のものとしては、勘定系システム (FES) 更改 (Phase2)、ロビットコール対応 (Phase1) 等があります。

また、システムの技術革新については積極的に研究し、最新の設備への更新を適宜検討してまいります。重要な設備の除却につきまして計画中のものはございません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	親会社が有する当行の議決権比率	その他
楽天カード株式会社	東京都港区	クレジットカード事業	2001年 12月6日	19,323百万円	100.00%	—

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社の率	その他
楽天信託株式会社	東京都港区	信託業務	2005年8月1日	259百万円	100.00%	—
楽天国際商業銀行股份有限公司	台湾台北市	銀行業務	2020年5月18日	100億台湾ドル	50.00%	—

(7) 事業譲受等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役、監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
永井 啓之	代表取締役社長最高執行役員 コーポレート・サービス本部担当役員 兼 サービス高度化本部担当役員 兼 データインテリジェンス部担当役員 兼 システム本部担当役員 兼 編成本部担当役員 兼 お客さまサポート本部担当役員 兼 事務本部担当役員 兼 IT管理本部担当役員	楽天株式会社常務執行役員 楽天信託株式会社取締役 楽天国際商業銀行取締役	—
鹿戸 丈夫	取締役常務執行役員 コンプライアンス統括本部担当役員	—	—
穂坂 雅之	取締役会長	楽天株式会社代表取締役副会長 楽天カード株式会社代表取締役社長 楽天証券株式会社取締役会長 楽天生命保険株式会社取締役 楽天損害保険株式会社 取締役会長 楽天ペイメント株式会社取締役会長	—
田所 正夫	取締役（社外役員）	—	—
海老沼 英次	取締役（社外役員）	田辺総合法律事務所 弁護士 シンバイオ製薬株式会社 社外監査役 東光電気工事株式会社 監査役	—
齋藤 哲哉	常勤監査役（社外役員）	税理士法人合同経営会計事務所顧問 楽天信託株式会社監査役	—
茅野 倫生	監査役（社外役員）	—	—
梶本 繁昌	監査役（社外役員）	アイビーシー株式会社 社外取締役 沼尻産業株式会社 社外取締役 システムズ・デザイン株式会社 社外取締役 株式会社Pro-SPIRE 社外取締役	—

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	4人	85
監査役	3人	18
計	8人	103

(注) 1. 取締役報酬限度額は月額100百万円以内とされており、また、監査役報酬限度額は月額40百万円以内とされています。

2. 当事業年度末日現在の人員は取締役5名、監査役3名です。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
田所 正夫	
海老沼 英次	田辺総合法律事務所 弁護士 シンバイオ製薬株式会社 社外監査役 東光電気工事株式会社 監査役
齋藤 哲哉	税理士法人合同経営会計事務所顧問 楽天信託株式会社監査役
茅野 倫生	
梶本 繁昌	アイビーシー株式会社 社外取締役 沼尻産業株式会社 社外取締役 システムズ・デザイン株式会社 社外取締役 株式会社Pro-SPIRE 社外取締役

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
田所 正夫	4年9ヶ月	当年度開催の 取締役会17回のうち出席17回	取締役会において、金融に関する豊富な経験から、当行に対して有用な指摘、意見を頂いております。
海老沼 英次	4年9ヶ月	当年度開催の 取締役会17回のうち出席17回	取締役会において、金融に関する豊富な経験から、当行に対して有用な指摘、意見を頂いております。
齋藤 哲哉	10年2ヶ月	当年度開催の 取締役会17回のうち出席17回 監査役会12回のうち出席12回	取締役会及び監査役会において、金融に関する豊富な経験から、当行に対して有用な指摘、意見を頂いております。
茅野 倫生	2年9ヶ月	当年度開催の 取締役会17回のうち出席17回 監査役会12回のうち出席12回	取締役会及び監査役会において、銀行システムに関する豊富な経験から、当行に対して有用な指摘、意見を頂いております。
梶本 繁昌	1年9ヶ月	当年度（就任後）開催の 取締役会17回のうち出席17回 監査役会12回のうち出席12回	取締役会及び監査役会において、銀行システムに関する豊富な経験から、当行に対して有用な指摘、意見を頂いております。

(3) 責任限定契約

当行は、定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができること、並びに当該契約に基づく責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とすることを定めており、穂坂雅之氏、田所正夫氏、海老沼英次氏、齋藤哲哉氏、茅野倫生氏及び梶本繁昌氏との間で当該契約を締結しております。

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5人	30	—

(5) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	普通株式 4,000千株 甲種優先株式 4,000千株 乙種優先株式 4,000千株
発行済株式の総数	普通株式 2,349千株 甲種優先株式 一千株 乙種優先株式 一千株

(2) 当年度末株主数

普通株式 1名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資の状況	
	持株数等(千株)	持株比率(%)

楽天カード株式会社	2,349	100.00
-----------	-------	--------

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

該当事項はありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員業務執行社員 岩崎 裕男 指定有限責任社員業務執行社員 黒木 賢治	37百万円	会計監査人が対価を得て行う非監査業務はありません。

(注) 監査役会は、会計監査人からの説明を受けた当該事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、取締役会が、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提案する議案の内容を決定いたします。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8 業務の適正を確保する体制

2006年5月12日開催の取締役会において「内部統制システムに関する体制及び運用に係る基本方針」を決定していますが、2016年5月24日開催の取締役会等での組織体制及び規程等の変更により、業務の適正を確保するための体制については、下記の通りとなっております。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当行は、当行の「経営理念・経営方針」に則り、法令を遵守することはもとより、高い倫理観をもって事業活動に取り組みます。

取締役会は、取締役会において決議した「コンプライアンス規程」及び「倫理規程」に基づき、コンプライアンスを実現するための具体的な手引書であるコンプライアンス・マニュアルを整備するとともに、年度初めにコンプライアンスを実現させるための具体的実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定します。また、コンプライアンスに関する統括部署を設置し、コンプライアンス・プログラムの進捗状況のフォローアップを実施します。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然として対応し、一切の関係を遮断します。

取締役及び使用人の職務執行については、監査役及び代表取締役社長直轄の独立組織である内部監査室による定常的な監査を実施するとともに、コンプライアンス委員会等によりコンプライアンスに対する取り組みを進め、適正な職務執行を徹底いたします。

また、社外取締役及び監査役による取締役の職務執行に対する監督を徹底します。

さらに、コンプライアンスに関する統括部署は、すべての役員・使用人に対して当行並びに楽天グループの一員として必要な知識及び倫理観の醸成を図るべく、コンプライアンス教育を実施するとともに、不正行為の早期発見及び不祥事件等の未然の防止を図るため、コンプライアンス・ホットラインを設置し公益通報者保護法に基づいた措置等の適切な運用を推進するものとします。

(2) 取締役の職務執行に関する情報の保存・管理体制

当行における取締役の職務執行に関する文書、電磁的記録等の各種情報は、「文書管理規程」、「稟議規程」等の社内規程に則り、適法・適切に保存・管理するものとし、取締役及び監査役は当該情報を常時閲覧することができるものとし、

会社の重要な情報の適時開示については、取締役会において決議した「会社情報開示規程」に基づき、各部室は、銀行法、会社法、金融商品取引法等の諸法令及び社内規程を遵守し、開示の基本原則に従って会社情報の開示がなされるよう努めるものとし、

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動に伴い生じる各種リスクについては、社内規程、細則等に基づきそれぞれの担当部署で適切に対処いたします。

情報管理に伴うリスクについては、情報セキュリティ・リスク管理を掌る部署を中心に、リスク管理を徹底し、当該リスクの極小化を図ります。また、緊急報告体制の強化により各種リスク情報の迅速な集約を推進するものとし、

事業に伴うリスクについては、一定額以上の案件につき取締役会の承認決議を必要とすることによって、取締役の職務執行を適切に監督するとともに、経営会議、案件委員会、リスク管理委員会等における事業遂行に係るリスクに関する報告を徹底することにより、リスク情報の集約及びリスク管理の徹底を行います。

また、著しい損害を及ぼす事態が現に発生した場合を想定し、損害を最小限にとどめるために必要な対応計画を整備・運用し、事業の継続に関する方針を定め、常に見直すこととし、

内部監査については、取締役会において決議した「内部監査規程」に基づき、内部監査室は当行の業務運営全般における内部管理態勢及びリスク管理態勢の適切性や有効性の検証を行います。その結果のうち重要と判断される事項については取締役会及び監査役会に報告するものとし、

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われるための体制

取締役の職務執行に関しては、「取締役規程」、「組織管理規程」、「分掌権限規程」等の社内規程により職務権限及び責任範囲を適切に定め、適切かつ効率的な意思決定体制を構築いたします。また、各種社内手続の電子化を推進することにより、意思決定の明確化・迅速化を図っております。

業務執行に関する重要な事項については経営会議で事前審議を行うことにより、取締役会における審議の効率性を確保しております。

意思決定に基づく業務の執行にあたっては、取締役会において選任された役員等がその担当業務の執行を行うことにより、機動的な職務執行を促進いたしております。

取締役会は、取締役会において決議した「経営計画管理規程」に基づき、中期経営計画および年度経営計画を策定し、職務の執行の状況を定期的に検証します。

(5) 財務報告の適正な実施のための体制

経営情報、財務情報等の開示事項等に係る財務報告に関しては、業務の適正を確保するための体制の整備を行い、適切な会計処理及び適時の開示を行うとともに、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」に準拠しその有効性を評価してまいります。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役会において決議した「取締役会規程」、「楽天グループにおける銀行の健全性確保に関する規程」及び「子会社・関連会社管理規程」に基づき、グループ会社管理を掌る部室及び事業所管理部室は子会社及び関連会社の経営管理及び事業管理を実施いたします。

また、取締役会において決議した「特定関係者との取引規程」に基づき、グループ各社との取引において相互に不利益を与えないよう銀行法の定めるアームズ・レングス・ルールを遵守いたします。

さらに、取締役会において決議した「内部監査規程」に基づき、内部監査室は当行及び当行子会社を対象として内部監査を行い、検証結果のうち重要と判断される事項については取締役会及び監査役会に報告するものとし、

(7) 楽天グループ株式会社及び楽天カードとの適切な関係を確保するための体制

楽天グループ(株)及び楽天カードへの事前協議及び報告については、「経営基本契約」を締結し、これに基づき必要かつ法令等の問題のない範囲で、行ってまいります。

楽天グループ(株)、楽天カード、またはその双方からのグループ事業戦略上の要請に基づく経営方針の決定や当行グループと楽天グループの相互に関連する人事案件及び原則として分掌権限表に規定された社長権限以上の楽天グループとの取引及び行為については、あらかじめ当行の業務の健全かつ適切な運営に支障がないかを特別監視委員会に諮問いたします。

(8) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、監査役のもとの当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助するために、監査役会のもとに監査役会事務局を設置し、監査役会事務局に所属する使用人の業務執行については、取締役の指揮命令を受けないものとし、当該使用人は監査役の指示に従わなければならないものとし、また、当該使用人の独立性に関する事項は監査役会の同意を必要とするものとし、

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役その他これらに相当する者及び使用人は、監査役に対して法定の報告を行うとともに、監査役からの要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うものとします。なお、当行及び当行グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実や、不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実を発見した場合には、直ちに当該事実を監査役へ報告するものとします。

また、取締役会において決議した「内部監査ガイドライン」に基づき、報告を行なった者が当該報告を行なったことを理由として不当な取扱を受けることはないものとします。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査業務の実効性を確保するため、必要に応じて会計監査人、取締役、内部監査室等から報告を求めることができます。

また、監査役は取締役会に出席する他、経営会議その他の重要な委員会等に出席できるものとします。なお、取締役及び使用人は、監査役からの調査又はヒアリング依頼に対し協力する他、「監査役会規程」、「監査役会監査細則」及び「内部統制システムに係る監査細則」を尊重するものとします。

監査役がその職務の執行について生じる必要な費用について当行に請求を行なった場合には、当行はその費用を負担するものとします。

9 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記8「業務の適正を確保する体制」に基づく、当行の内部統制システムの当連結年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

2020年4月20日に当連結会計年度のコンプライアンス・プログラムを制定し、その後コンプライアンス・プログラムの進捗状況について2020年7月、10月、2021年1月、4月の四半期毎にレビューを行い、取締役会へ報告しました。また、当連結会計年度においてコンプライアンス委員会を14回開催し、コンプライアンスへの取り組みを進めております。

内部監査については、業務別監査2件、テーマ別監査18件、システム監査2件、内部管理態勢監査20件、外部委託先立入監査3件、合計45件の監査を実施しております。

(2) 取締役の職務執行に関する情報の保存・管理体制

「文書管理規程」、「稟議規程」に基づく保存管理及び、「会社情報開示規程」に基づく必要な開示を実施しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各種リスクについては、毎月リスク管理委員会で報告が行われており、当連結会計年度においてリスク管理委員会を19回開催いたしました。また、一定額以上の案件につき取締役会にて決議するとともに、必要な事案について経営会議、案件委員会、リスク管理委員会等において事業遂行に係るリスクに関する報告を行っております。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われるための体制

当連結会計年度において取締役会を17回開催しました。

また、「取締役規程」、「組織管理規程」、「分掌権限規程」等の社内規程により職務権限及び責任範囲を定めておりますが、適切で効率的な職務執行体制確保のため、当連結会計年度におきましては、5回の「分掌権限規程」の見直しを実施しております。

(5) 財務報告の適正な実施のための体制

経営情報、財務情報等の開示事項等に係る財務報告に関しては、適切な会計処理及び適時の開示を行うとともに、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」に準拠しその有効性を評価いたしました。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

「取締役会規程」、「楽天グループにおける銀行の健全性確保に関する規程」「子会社・関連会社管理規程」に基づき、子会社及び関連会社の経営管理及び事業管理を実施しております。なお、子会社の楽天信託社につきましては、当行より4名の取締役及び2名の監査役を派遣しております。

また、内部監査室は楽天信託社の内部監査部からの報告を受け、必要に応じて当行子会社の内部監査を行っております。

(7) 楽天グループ(株)との適切な関係を確保するための体制

当連結会計年度において特別監視委員会を14回開催いたしました。

(8) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、監査役

当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項及び並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助するために、監査役会のもとに監査役会事務局を設置し、1名の使用人を常勤としております。当該使用人は取締役の指揮命令を受けず、また当該使用人の独立性に関する事項は監査役会の同意事項となっております。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は必要に応じて必要な報告及び情報提供を受けております。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役会に出席する他、経営会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、案件委員会、運用委員会等の会議に出席いたしました。また監査役の職務執行について生じる必要な費用については当行が費用を負担しております。

10 親会社等との取引に関する事項

上記8「業務の適正を確保する体制」(7)に記載のとおり、楽天グループ㈱、楽天カードまたはその双方からのグループ戦略上の要請に基づく経営方針の決定や当行グループと楽天グループの相互に関連する人事案件及び原則として分掌権限規程に規定された社長決裁以上の楽天グループとの取引について、アームズ・レングス・ルール及び利益相反取引等銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、妥当性を検証し、意見表明を行う会議体として、特別監視委員会を設置しております。なお、この委員会は、楽天グループ以外から登用された取締役及び監査役で構成しております。また、特別監視委員会構成員の一部より、反対意見が出された議案については、取締役会より下位の決裁権限事項であっても、取締役会決議事項とすることを「特別監視委員会規程」に規定しております。

さらに、特別監視委員会規程の別紙に、月次・四半期・半期の定例報告事項として、「楽天グループとの取引残高報告」、「楽天カードスーパーラストのパフォーマンス報告」、「楽天グループとの取引の一覧(特定関係者取引)」、「営業戦略コミッティの議事内容等」、「出向者の状況」、「楽天との経営管理契約に基づく経営指導料及びブランドライセンス料の妥当性の検証」、「楽天カードとの経営管理契約に基づく経営指導料及びブランドライセンス料の妥当性の検証」、「楽天との業務委託契約にかかる費用の妥当性の検証」、「常勤取締役の楽天グループとの兼職状況」、「常勤取締役の楽天グループ主催会議への出席状況」を規定し、楽天グループとの取引に、アームズ・レングス・ルール、利益相反取引の観点からの妥当性を検証する体制を構築しております。加えて「楽天グループとの取引残高報告」については、取締役会にも報告しております。なお、当該連結会計年度における楽天グループとの取引の妥当性について、取締役会及び特別監視委員会において、疑義が述べられた事案はございません。

11 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12 その他

該当事項はありません。

第 22 期

2020年4月1日から
2021年3月31日まで

附属明細書

計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位:百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	償却 累計額	償却 累計率
有形固定資産							%
建物	242	134	150 (-)	20	206	48	19.1
その他の有形固定資産	1,494	365	4 (-)	464	1,390	2,455	63.8
有形固定資産 計	1,737	499	154 (-)	485	1,596	2,504	
無形固定資産							
ソフトウェア	5,867	4,154	- (-)	2,631	7,390	30,421	80.4
ソフトウェア仮勘定	3,398	3,270	3,968 (-)	-	2,700	-	-
その他の無形固定資産	0	-	- (-)	0	0	9	95.6
無形固定資産 計	9,266	7,424	3,968 (-)	2,631	10,091	30,431	

(注)1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

(2) 引当金

(単位:百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	計上理由及び算 定方法
			目的使用	その他		
貸倒引当金	992	1,096	181	447	1,459	(注)1、2
賞与引当金	404	457	404	-	457	(注)1
退職給付引当金	372	268	-	-	741	(注)1
ポイント引当金	209	237	209	-	237	(注)1
睡眠預金払戻損失引当金	22	27	22	-	27	(注)1
計	2,000	2,187	817	447	2,923	

(注)1. 貸倒引当金、賞与引当金、退職給付引当金、ポイント引当金、睡眠預金払戻損失引当金の計上理由及び算定方法については貸借対照表に注記しております。

2. 貸倒引当金の当期減少額のうち、その他は一般貸倒引当金の洗替額であります。

(3) 営業経費

(単位:百万円)

区 分	金 額
給 料 ・ 手 当	5,174
退 職 給 付 費 用	310
福 利 厚 生 費	871
減 価 償 却 費	3,131
土 地 建 物 機 械 賃 借 料	461
営 繕 費	347
消 耗 品 費	67
給 水 光 熱 費	18
旅 費	35
通 信 費	1,149
広 告 宣 伝 費	3,654
諸 会 費 ・ 寄 付 金 ・ 交 際 費	19
租 税 公 課	1,739
業 務 委 託 費	4,546
販 売 促 進 費	7,559
コ ン サ ル 費	3,878
そ の 他	1,626
計	34,591

(4) その他の重要な事項

該当事項はありません。